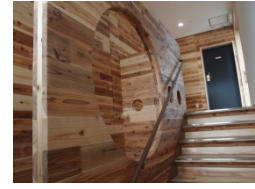


CLT利用促進支援事業（CLT利用施設等支援・CLT利用建築物設計支援）の募集を開始します！



県では、公共施設や不特定多数の集客が見込まれる施設等において、CLTを利用した建築物の木造化、木質化及び木製品導入並びにCLTを構造体として利用した建築物の設計に必要な経費の一部を助成する事業の募集を開始しましたのでお知らせします。



1 助成対象者

- (1) 市町村
- (2) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に規定する建築物、又はその施設において利用する備品等を整備する者
- (3) 商工関係団体
- (4) 町内会、NPO法人
- (5) 見学会の開催や視察の受け入れなど、CLT利用促進に協力できる者

2 補助率

- (1) CLT利用施設等支援
補助対象経費の1/2以内。ただし、木製品の導入については1,000千円を限度とする。
- (2) CLT利用建築物設計支援
補助対象経費の1/2以内。ただし、3,500千円を限度とする。

3 採択基準

事業採択基準は、次に掲げる全ての事項を満たすものとする。ただし、実施要綱第2の(1)の②の事業（上記2(2)）については、(1)から(4)までの事項を満たすものとする。

- (1) 国、県の他の補助事業の対象となっていないこと。
- (2) 公共施設や不特定多数の集客が見込まれる施設等（CLTの需要拡大につながる先駆的な施設等を含む。）を整備するものであること。
- (3) 県内に整備する建築物又は木製品等であること。ただし、実施要綱第2の(1)の②の事業については、県産材CLTを使用することを確約する場合はこの限りではない。
- (4) 県が実施するCLT利用促進のための普及啓発（施工中の施設の見学会及び施工後（完成後）の施設の視察受け入れ等）に協力できること。
- (5) 新築の建築物については、建築基準法に基づく確認済証の交付日及び建築工事届の受理日が、第4で定める補助申請年度の4月1日以降であること。
- (6) 使用するCLTは、原則として、県産材により製造されたものであること。
- (7) 当事業で整備した施設等の管理は、事業実施主体が主体的に行うこと。

※ 応募様式等は、県林政課ホームページを御確認ください。
(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/57/>)

4 募集期間

平成28年5月13日(金)から平成28年6月30日(木)まで
書類審査の上、予算の範囲内で補助金の配分を行います。



これまでに県内でCLTを活用した 施設等の整備実例を紹介します。



CLTベンチ



CLT勝山共同住宅



受付カウンター



CLTオブジェ「モクロス」



CLT衝立及びテーブル

詳しい内容は、最寄りの県民局森林企画課へお問い合わせください。

- 備前県民局森林企画課
〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1 電話：086-233-9833
- 備中県民局森林企画課
〒710-8530 倉敷市羽島1083 電話：086-434-7051
- 美作県民局森林企画課
〒708-8506 津山市山下53 電話：0868-23-1377